

農業委員会委員選挙人名簿の登録申請について

農業委員会委員の選挙人名簿は、選挙管理委員会が有権者（農業経営者等）からの申請に基づいて毎年1月1日現在により、その選挙資格を調査し、調製することとされています。

このように毎年一定時期を基準として選挙権を有する者を登録し、名簿確定後は一定期間据え置いて、その期間に行われる農業委員会の委員に関するすべての選挙に用いられる選挙人名簿のことを「定時調製名簿」といいます。

このことから、今回作成する名簿に登録されていないと、今後1年間は農業委員会委員に関する選挙への投票やリコールの請求もできなくなりますので、次の「申請が必要な方」に該当される農業従事者の方は、この広報と同時に配布されている農業委員会委員選挙人名簿登録申請書を提出してください。

◆申請が必要な方

① 周防大島町に住所を有する年齢満20歳以上で10アール以上の農地を耕作されている方

② ①の同居の親族又はその配偶者で、年間概ね60日以上耕作に従事する年齢満20歳以上の方

◆申請書の提出先 周防大島町農業委員会（久賀庁舎内）

お近くの総合支所・出張所又は行政連絡員さんを通じて提出されてもけっこうです。

◆申請書の提出期限

平成24年1月10日(火)

※行政連絡員さんを通じて提出される場合は、1月6日(金)までに行政連絡員さんへ提出してください。

◆問い合わせ

農業委員会 ☎0820(79)1002
選挙管理委員会 ☎0820(74)1000

中高一貫教育だより ④

○第2回中高一貫教育教科部会 養護部会の実施

夏季休業中に各教科で教科部会や、養護部会が実施されました。協議内容は、周防大島高校が求める5教科の力、交流授業における課題や改善方法、学力の向上を図るための教科での取組、今年度の懸案事項を中心に会議が行われました。2学期からも交流授業や研究授業が行われるということで、中高の教員がお互いに意見を出し合い推進目標である地域の生徒を地域で育てる教育の実践を再確認

することができました。

○中高一貫カウンセリング

9月26日から9月29日にかけて、連携中学校出身の高校1年次生を対象に、第2回目のカウンセリングを実施しました。

今回は出身中学校の養護教諭がカウンセリングを行い、一年間の折り返しのこの時期にあたり、悩みや不安を解消することをねらいとして実施しました。

カウンセリング後の生徒の感想

- ・久しぶりに先生に会って、少し昔を思い出しました。あの頃心に決めた事が実現できているか考えました。一日一日をきちんと過ごすためにも、将来の事を今のうちにしっかり考えとかないといけないことを自覚しました。充実した時間をありがとうございました。
- ・久しぶりに会っていろんな話を聞かせてもらい、とてもためになった。1学期もこの様な機会があったので、2回目ということで少し嬉しかった。またこのような機会があれば是非参加したいと思う。



▲カウンセリングの様子

■問い合わせ 事務局
周防大島高等学校 ☎0820(77)1048